

◎佐賀県条例第16号

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例
 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例（平成24年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請の場合における法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>3 略</p> <p>(指定通所支援の事業に係る県基準)</p> <p>第5条 法第21条の5の19第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準（第3項において「県基準」という。）は、第3条第1項（第1号にあっては児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援の事業に限り、第4号にあっては居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の事業を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(児童発達支援センターに係る県基準)</p> <p>第14条 前条第1項の規定は、<u>県基準のうち福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターに係るものについて</u>準用する。この場合において、同項中「福祉型障害児入所施設及び医</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請の場合における法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>3 略</p> <p>(指定通所支援の事業に係る県基準)</p> <p>第5条 法第21条の5の19第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準（第3項において「県基準」という。）は、第3条第1項（第1号にあっては児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援の事業に限り、第4号にあっては居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の事業を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(児童発達支援センターに係る県基準)</p> <p>第14条 前条第1項の規定は、<u>県基準のうち児童発達支援センターに係るものについて</u>準用する。この場合において、同項中「福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設」とあるのは「<u>児童</u></p>

改正前	改正後
<p>療型障害児入所施設」とあるのは「<u>福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター</u>」と、同項第2号中「入所している」とあるのは「当該施設を利用している」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準のうち<u>福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター</u>に係るものは、省令で定める基準とする。</p>	<p><u>発達支援センター</u>」と、同項第2号中「入所している」とあるのは「当該施設を利用している」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準のうち<u>児童発達支援センター</u>に係るものは、省令で定める基準とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。